

内閣官房の係長級職員（障害者雇用）の選考採用について

内閣官房内閣広報室では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした係長級職員を次のとおり選考採用いたします。

職種	内閣事務官
職務の内容 及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>首相官邸のホームページ（PC・モバイル）の運営およびツイッター等の SNS サービスなどを利用した IT 広報活動において発生するページ更新・動画制作等の運用作業を他の職員と連携して行う。</p> <p>また、これら業務を円滑に行うために必要となる行政文書等の資料作成等も行う。</p> <p>※ なお、担当いただく具体的な業務内容や、実際に仕事をするに際して希望される配慮措置については、双方で話し合いを行いながら、障害の状態や職場の状況に応じて決めていきます。</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。</p> <p>(2) 給与については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p>
求める人材	<p>インターネット関連技術、SNS に関する知識を有し、ウェブサイト（PC・モバイル）の更新作業等に関する実務経験（10 年以上若しくはそれと同等と認められる期間）を有するもの。具体的には下記に関する知識・経験を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●PC を利用した、Excel、Word などでの資料作成 ●CMS など更新ツールを使ったウェブページ・SNS サービス等の更新 ●PC・モバイル向け HTML の一部を変更し、ページの更新を行う等、HTML 等の基礎的な知識に基づく更新 <p>以下に関する知識・経験があれば尚可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●HTML、CSS、JavaScript 等を使ったウェブサイトの制作 ●Adobe Photoshop/illustrator を利用した画像の編集 ●Adobe Premiere を利用した動画の編集
採用予定人数	1 名
採用日	平成 31 年 4 月 1 日 ※採用後、6 か月間は条件付採用期間となります。
勤務地	内閣本府庁舎 住 所：東京都千代田区永田町 1-6-1

	<p>最寄駅：東京メトロ丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」</p> <p>※採用後、配置換により千代田区内にある他の勤務地にて勤務をする場合があります。</p>
庁舎の設備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター：有 ・出入口段差：無（一部有） ・トイレ：車椅子用、洋式 ・階段手すり：有 ・点字表示：無
応募資格	<p>1 次に掲げる手帳等の交付を受けている者</p> <p>※1 下記の手帳等は、選考申込日、選考当日及び採用予定日において有効であることが必要です。</p> <p>※2 第二次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。</p> <p>(1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）</p> <p>(2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>2 1959（昭和34）年4月2日以降に生まれた者（2018（平成30）年4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して2年以上の者に限る。）</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 成年被後見人、被保佐人</p> <p>(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
選考方法	<p>1 一次選考：書類審査</p> <p>2 二次選考：面接及び筆記試験（作文選考（課題式））</p> <p>※希望する方は、採用決定前に職場実習を行うことも可能ですのでご相談ください。</p>

	<p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。</p> <p>なお、支援機関を利用している方は、面接時に支援者の同席が可能です。（筆記試験時間中の同席は不可）</p> <p>※筆記試験（所要1時間） 文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記選考を行います。字数は400字以上1,000字程度</p> <p>※筆記試験の解答時間中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身につけていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となるのでご注意ください。</p> <p>※介助のための付添人の方は、筆記試験の解答時間中に試験室に入室することはできません。</p>
応募受付期間	平成31年2月15日（金）必着
問い合わせ先	<p>（電子メールアドレス）g.naikou.soumu.s3m※cas.go.jp （※を@に置き換えてください）</p> <p>※採用に関するお問い合わせは、電子メールにてお受けいたします。質問事項、氏名、連絡先を明記の上、上記アドレス宛てにご送付ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）</p>
応募要領	<p>1. 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて郵送してください。封筒の表面に朱書きで「職員募集書類在中」と明記してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。）</p> <p>2. 提出書類</p> <p>（1）一次選考（書類審査）</p> <p>① 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付</p> <p>② 志望理由をまとめたもの（A4横書）</p> <p>③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）</p> <p>（注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しを合わせてご提出ください。</p> <p>④ 要配慮事項調査票（別添）</p> <p>（2）二次選考（書類選考により連絡を受けた者）</p> <p>① 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの）</p> <p>② 卒業（修了）証明書</p> <p>（注）戸籍謄本は、受験者の外国国籍の有無を確認するために提出を求めものですが、仮に最終合格者として採用が内定した者について、当該戸籍謄本のみでは外国国籍の有無が確認できない場合には、更に戸籍・国</p>

	<p>籍関係の追加書類の提出を求める場合があります。</p> <p>※ 二次選考の際は、受験資格確認のため障害者手帳等をご持参ください。</p> <p>3. 提出先</p> <p>〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1</p> <p>内閣官房内閣広報室 総務担当</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該勤務先を退職する必要があります。</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただいた上で、当該健康診断書を提出していただきます。</p>